

令和元年6月26日
福祉部地域ケア推進課
福祉部介護保険課

介護保険制度の概要について

1 制度の概要

高齢社会における介護の問題を社会全体で支える制度として、平成12年4月に創設された介護保険制度は、相互扶助の考え方に基づき、被保険者が保険料を出し合い、要介護認定を受けて介護サービスを利用するシステムであり、区市町村が保険者として運営している。

区市町村においては、3年を一期とする介護保険事業計画の策定が義務付けられており、令和元年度は、令和2年度までの3か年に及ぶ第7期計画の中間年度にあたる。第7期においては、地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備、介護保険制度の持続可能性の確保に配慮しつつ、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される体制の構築を推進している。

2 被保険者・保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の区民全員	40歳から64歳までの区民で、医療保険の加入者
利 用 者	身体上又は精神上の障害があるため、入浴・排せつ・食事などの日常生活に介護や支援が必要と認定された者	老化に伴う特定疾病が原因で、日常生活に介護や支援が必要と認定された者
保険料負担	所得に応じた保険料を負担	所得金額・標準報酬月額等の一定割合を、加入する健康保険料に合算して負担

3 保険者と国、都の役割

介護保険制度は、区市町村を保険者とし、国、都とは次のような役割分担となっている。

保険者 (区)	被保険者の資格管理、第1号被保険者の保険料徴収、要介護（要支援及び事業対象者）認定、保険給付、介護サービスの基盤整備、事業者（地域密着型サービス、総合事業及び居宅介護支援事業所）の指定及び指導、介護保険事業計画の策定、総合事業の運営・制度設計・見直し、財政負担
都	保険者支援・指導、事業者の指定・指導、財政安定化基金の設置、介護保険審査会の設置（審査請求の処理）、介護サービスの基盤整備（施設整備・人材の育成及び養成）、介護サービス情報の公表、介護保険事業支援計画の策定、財政負担
国	制度の設計・見直し、基本指針の策定、保険者・事業者等への指導、財政負担

4 総合事業

本区では、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を目指し、平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始した。

要支援1・2、基本チェックリスト該当者（以下「事業対象者」という。）を対象とした介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上のすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施している。

(1) 介護保険制度の事業構成

介護給付(要介護1～5)	
予防給付(要支援1・2)	
地域 支 援 事 業	介護予防・日常生活支援総合事業 ○介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2、事業対象者） ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業（65歳以上のすべての高齢者） ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業
	包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症施策推進事業 ○地域ケア会議推進事業
	任意事業 ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業(住宅改修支援支給事業)

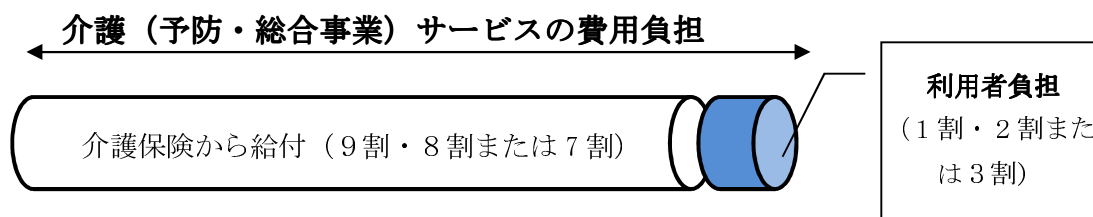
(2) 基本チェックリストによる判定

基本チェックリストは、厚生労働省の定めた25の質問項目により、生活機能の低下の確認を対面で行い、事業対象者を判定するものである。事業対象者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、要介護認定を行わずに、迅速なサービス利用が可能である。

なお、事業対象者となった後も、要介護認定を申請することは可能である。

5 介護（予防・総合事業）サービスの利用者負担

現在のサービス利用時の利用者負担は、要介護状態区分ごとの支給限度額の範囲内で、所得に応じて1割または2割である。なお、平成30年8月から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割に変更された。



※総合事業の短期集中サービスの自己負担は、無料または5%相当。

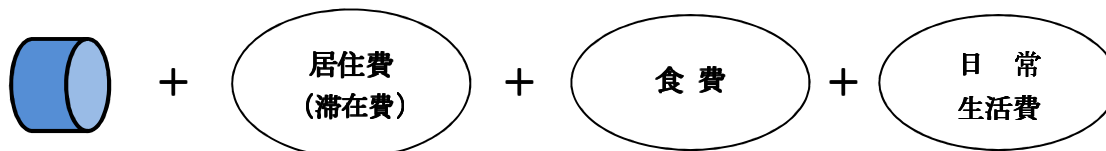
※利用者負担の他に下記①、②の自己負担も必要

通所サービスについては、食費、日常生活費が、施設サービス、短期入所サービスについては、居住費（滞在費）、食費、日常生活費が利用者の負担となる。

① 通所サービス



② 施設サービス、短期入所サービス



6 居宅サービスの支給限度額・自己負担額

(1か月あたり)

要介護状態区分等	在宅サービスの支給限度額のめやす	自己負担額のめやす (利用者負担1割の場合)
要支援1及び事業対象者	54,700円	5,470円
要支援2	114,600円	11,460円
要介護1	182,700円	18,270円
要介護2	214,700円	21,470円
要介護3	294,800円	29,480円
要介護4	337,300円	33,730円
要介護5	394,900円	39,490円

7 介護（予防・総合事業）サービスの種類

サービス種類 (対象者)		介護サービス (要介護1～5)	介護予防サービス (要支援1・2)	介護予防・生活支援 サービス事業 〔要支援1・2 事業対象者〕				
居宅サービス	訪問介護	○	/	(訪問型サービス)				
				緩和	○			
				短期	○			
	訪問入浴介護		○	/	/			
	訪問看護							
	訪問リハビリテーション							
	居宅療養管理指導							
	通所介護(定員19名以上)(※1)					(通所型サービス)		
							緩和	○
							住民主体	○
	通所リハビリテーション					○	/	/
	特定施設入居者生活介護							
	短期入所生活介護							
短期入所療養介護								
福祉用具貸与								
特定福祉用具購入費の支給								
住宅改修費の支給								
居宅介護支援	(介護予防支援)	○	〔介護予防ケア マネジメント〕 ○					
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	/	/				
	夜間対応型訪問介護							
	地域密着型通所介護 (定員18名以下)(※1)							
	認知症対応型通所介護				○			
	認知症対応型共同生活介護				△(※2)			
	小規模多機能型居宅介護				○			
	看護小規模多機能型居宅介護				/			
施設サービス	介護老人福祉施設	○(※3)	/	/				
	介護老人保健施設	○						
	介護療養型医療施設							
	介護医療院(H30.4創設)							

※1 地域密着型通所介護(定員18名以下)創設に伴い、平成28年度より居宅サービスから分離した。

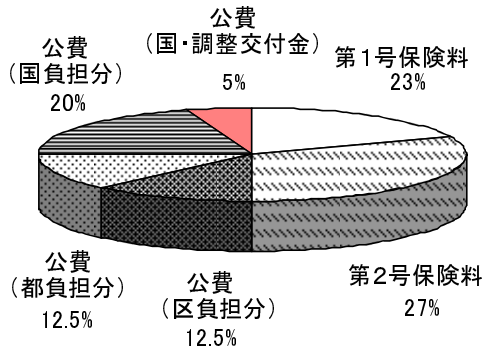
※2 要支援2の人のみサービス利用できる。

※3 原則要介護3以上の人がサービス利用できる。

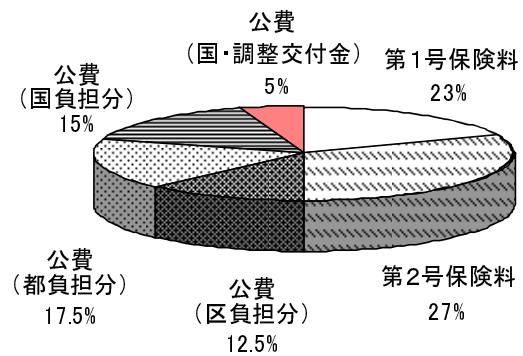
8 介護保険給付費等の財源構成

(1) 保険給付費の財源構成

ア 居宅系 (介護保険施設及び特定施設入居者生活介護を除く)



イ 施設系 (介護保険施設及び特定施設入居者生活介護)



(2) 地域支援事業の財政規模

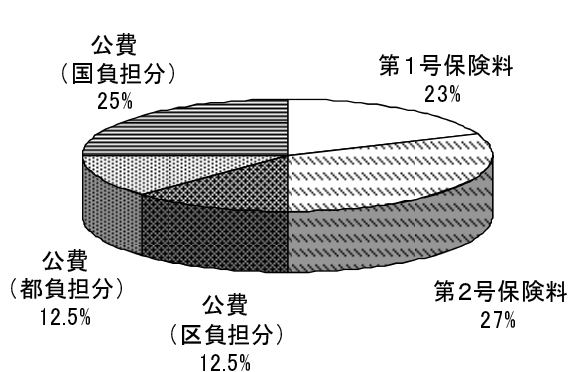
地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業で構成され、それぞれに上限が設定されている。

地域支援事業	
介護予防・日常生活支援総合事業	総合事業開始前年度(本区は 27 年度)の予防給付と介護予防事業の総額×75 歳以上高齢者の伸び率－介護予防支援費を上限(※1)
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	平成 29 年度の上限額×65 歳以上高齢者数の伸び率を上限(※1)
包括的支援事業(社会保障充実分)	生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業、在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議推進事業ごとに標準額の算定式あり。

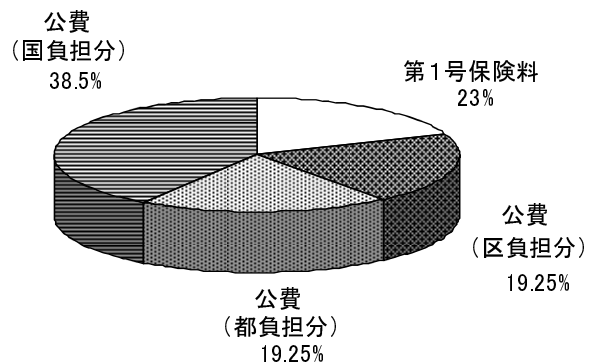
※1 予防給付は介護予防訪問介護と介護予防通所介護と介護予防支援のことであり、高齢者の伸び率はいずれも直近3か年の平均を用いる。なお、上限を超える場合は個別協議が必要となる。

(3) 地域支援事業の財源構成

ア 介護予防・日常生活支援総合事業



イ 包括的支援事業及び任意事業



9 本区の被保険者数等

(1) 第1号被保険者

	12年4月末	30年3月末	31年3月末
第1号被保険者数	57,723人	111,511人	112,791人
認定者数(認定率)	4,479人(7.8%)	19,044人(17.1%)	19,849人(17.6%)

(2) 要介護認定者数(第2号被保険者含む)

	12年4月末		30年3月末		31年3月末	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要支援	510人	11.0%				
要支援1			3,229人	16.6%	3,276人	16.1%
要支援2			2,896人	14.8%	3,013人	14.8%
要介護1	1,098人	23.6%	3,024人	15.5%	3,315人	16.3%
要介護2	876人	18.8%	3,335人	17.1%	3,478人	17.1%
要介護3	753人	16.2%	2,723人	14.0%	2,870人	14.1%
要介護4	809人	17.4%	2,496人	12.8%	2,537人	12.5%
要介護5	604人	13.0%	1,792人	9.2%	1,825人	9.0%
計	4,650人	100.0%	19,495人	100.0%	20,314人	100.0%

※ 端数処理により構成割合の計は100.0%にならないことがある。

(3) 介護サービス利用者の状況(第2号被保険者含む)

	12年4月末		30年3月末		31年3月末	
	人数	対認定者割合	人数	対認定者割合	人数	対認定者割合
要介護認定者数	4,650人	—	19,495人	—	20,314人	—
介護サービス利用者数	2,710人	58.3%	13,079人	67.1%	13,749人	67.7%
居宅サービス	1,834人	39.4%	10,606人	54.4%	11,283人	55.5%
(再掲) 地域密着型サービス			(1,954人)	(10.0%)	(2,191人)	(10.8%)
施設サービス	876人	18.8%	2,473人	12.7%	2,466人	12.1%
総合事業利用者数			2,797人		2,750人	

※ 本表は、東京都国民健康保険団体連合会作成 介護給付費実績分析システムから集計。

利用者数は、4月審査分(3月利用分)を計上。

※ 居宅サービス利用者数には地域密着型サービス利用者数を含む。

※ 端数処理により各サービスの対認定者割合の計は利用者数の対認定者割合と合わないことがある。

10 本区の令和元年度の保険料（年額）

保険料 段階	対 象 者	基準額に 対する比率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の人 及び 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.375	24,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の人	基準額×0.525	34,020円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人	基準額×0.675	43,740円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人、かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.85	55,080円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、第4段階に該当しない人	基準額	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	74,520円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	84,240円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.65	106,920円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.75	113,400円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×2.05	132,840円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	136,080円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.50	162,000円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.80	181,440円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.90	187,920円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	基準額×3.00	194,400円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×3.10	200,880円

※平成31年4月11日専決処分により介護保険条例の一部改正を行い、第1～第3段階の保険料を軽減した。

1 1 令和元年度介護保険会計当初予算

【歳入】

款	予 算 額	構 成 比
1 保険料	7,464,561 千円	21.2%
2 使用料及び手数料	1 千円	0.0%
3 国庫支出金	7,406,679 千円	20.9%
4 支払基金交付金	9,078,721 千円	25.6%
5 都支出金	5,038,107 千円	14.2%
6 財産収入	13 千円	0.0%
7 繰入金	6,195,679 千円	17.4%
8 繰越金	315,000 千円	0.9%
9 諸収入	11,239 千円	0.0%
計	35,510,000 千円	100.0%

【歳出】

款	予 算 額	構 成 比
1 総務費	761,400 千円	2.1%
2 保険給付費	32,497,089 千円	91.5%
3 財政安定化基金拠出金	1 千円	0.0%
4 地域支援事業費	1,934,365 千円	5.5%
5 基金積立金	2,145 千円	0.0%
6 諸支出金	215,000 千円	0.6%
7 予備費	100,000 千円	0.3%
計	35,510,000 千円	100.0%

1 2 介護給付の適正化

「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適切化」及び「事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求に係る適正化」の「三つの要(かなめ)」に基づき、国・都との連携を図りながら適正化に向けた取り組みを実施している。

- (1) 認定調査・審査における質の確保
- (2) 住宅改修や福祉用具購入の訪問調査
- (3) ケアプランの点検
- (4) 介護給付費通知書の送付
- (5) 医療情報・要介護認定情報と給付情報の突合
- (6) 事業所への指導・説明会の実施

1 3 制度の改正等について

(1) 消費税率引き上げに伴う介護保険料の軽減措置（令和元年10月より）

- 国は、本年10月に予定されている消費税率10%への引き上げに合わせて、消費税による公費を投入して、低所得者の介護保険料の軽減措置を行うとし、本年3月29日に「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」を公布した。
これに対応して、本区では、本年4月11日に、今年度の保険料を一部改正する条例改正を専決処分により行った。

○改正内容

所得段階	現行（料率）	改正後（料率）	軽減分（料率）
第1段階	29,160円（0.45）	24,300円（0.375）	4,860円（0.075）
第2段階	42,120円（0.65）	34,020円（0.525）	8,100円（0.125）
第3段階	45,360円（0.70）	43,740円（0.675）	1,620円（0.025）

(2) 令和元年度の介護報酬改定（令和元年10月より）

- 今年度の改定については、介護保険サービス等に関して、介護サービス施設・事業所に、消費税率引き上げに伴う実質的な負担が生じないような対応と、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、介護職員の処遇改善を行うこととした。
 - 全体の改定率 +2.13%
 - ①消費税率引き上げに合わせた介護保険サービスに関する対応 +0.39%
 - ・消費税率を8%に引き上げ時の対応を参考に、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引き上げ分を乗じて、基本単位数への上乗せ率を算出することを基本とする。
 - ②補足給付に係る基準費用額の引き上げ分の対応 +0.06%
 - ・施設系サービスにおける基準費用額については、消費税率引き上げによる影響分を現行の基準費用額に上乗せする。
 - ・なお、食費、居住費に係る負担限度額は、入所者の所得状況等を勘案して決めており、消費税率引き上げにより直接変動するものではないので、見直しは行わない。
 - ③新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の処遇改善 +1.67%
 - ・介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験、技術のある職員に重点化を図りながら、他の介護職員などの処遇改善にも充てることができるよう、柔軟な運用を認めることを前提に、勤続10年以上の介護福祉士について、月額8万円の処遇改善を行うことを算定基礎に処遇改善を行う。
- ※改定率は個々に計算し、端数処理は行っていない。